

2022.3

ざいりゅうてつづき
オンラインによる在留手続の
りょうあんない
利用案内

がいこくじんほんにん ほうていだいにんと
～外国人本人・法定代理人等～



オンラインによるざいりゅうてつづき
在留手続のPRキャラクター
「らすっぴ」



もくじ 目次

1	利用できる方 ^{かた}	1
2	利用可能な申請 ^{しんせい} 手続 ^{てつづき}	1
3	事前 ^{じぜん} にご準備 ^{じゅんび} いただくもの	2
4	利用者 ^{りようしゃ} 情報 ^{じょうほう} 登録 ^{とうろく}	2
5	オンラインでの在留 ^{ざいりゅう} 申請 ^{しんせい} 手続 ^{てつづき}	3
	(1) 申請 ^{しんせい}	
	(2) 結果 ^{けつか}	
6	利用者 ^{りようしゃ} 情報 ^{じょうほう} の変更 ^{へんこう} 等	9
	(1) 認 ^{にん} 証 ^{しょう} ID・パスワード	
	(2) 利用者 ^{りようしゃ} 情報 ^{じょうほう} の変更 ^{へんこう}	

1 ^{りよう}利用できる方^{かた}

^{がいこくじんほんにん}
外国人本人

^{ちゅうちようきざいりゅうしゃ} 中長期在留者ではない方（^{がた} 在留資格が「^{がいこう} 外交」「^{こうよう} 公用」「^{たんきたいざい} 短期滞在」の方や「^{かた} 3月」以下の^{ざいりゅうきかん} 在留期間の方など）及び^{およ} 15歳未満の方は^{りよう} 利用できません。

^{ほうていだいにんにん}
法定代理人

^{しんぞく} 親族（^{はいくうしゃ} 配偶者、^こ 子、^{ちちまた} 父又は^{はは} 母）

原則として、^{しんせいにん} 申請人が^{さいみまん} 16歳未満、^{しつべい} 疾病その他の事由により^た 自ら^{じゆう} 申請で^{みずか} できない場合に限り、^{りよう} 利用できます。詳細は、「^{りようしゃ} 利用者ごとの^{しんせいかのう} 申請可能な^{てつづき} 手続」をご確認^{かくにん} ください。

2 ^{りようかのう} 利用可能な在留申請手続^{ざいりゅうしんせいてつづき}

^{ざいりゅうしかく} 在留資格認定証明書交付申請

^{ざいりゅうしかくへんこうきよか} 在留資格変更許可申請

^{ざいりゅうきかんこうしんきよか} 在留期間更新許可申請

^{ざいりゅうしかくしゅとくきよか} 在留資格取得許可申請

^{しゅうろうしかく} 就労資格証明書交付申請

～ ^{どうじ} と同時に ^{おこな} 行う ^{さいにゅうこくきよか} 再入国許可申請

～ ^{どうじ} と同時に ^{おこな} 行う ^{しかくがいかつどうきよか} 資格外活動許可申請

（注1）^{がいこくじんほんにん} 外国人本人が^{ざいりゅうしかく} 在留資格認定証明書交付申請をする場合は、^{じぜん} 事前に^{ばあい} 申請できるか^{ちか} 近くの^{ちほうにゅうかん} 地方入管に^{かくにん} ご確認ください。

（注2）オンラインで^{しんせい} 申請が^{かのう} 可能な^{ざいりゅうしかく} 在留資格については、「^{りようかのう} 利用可能な^{しんせい} 申請^{しゅべつおよ} 種別及び^{ざいりゅうしかく} 在留資格（^{たいしょうはんい} 対象範囲）」を^{さんしょう} ご参照ください。

3 ^{じぜん} 事前にご準備いただく^{じゅんび} 必要があるもの^{ひつよう}

マイナンバーカード（^{こじんばんごう} 個人番号カード）（^{ちゅう} 注1）

ざいりゅう がいこくせき かた りょう ばあい
在留カード（外国籍の方が利用する場合）

パソコン（スマートフォンは対応していません。）

ICカードリ - ダライタ

JPKIクライアントソフト（注2）

（注1）署名用及び利用者証明用電子証明書が記録されている必要があります

す。詳細については、[マイナンバーカード総合サイト](#)

（<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/><https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>）をご確認いただくか、近くの市区町村の窓口等にお問い合わせください。

（注2）[公的個人認証サービスポータルサイト](#)

（<https://www.jpki.go.jp/download/><https://www.jpki.go.jp/download/>）からダウンロードしてください（無料）。

4 利用者情報登録

ざいりゅうしんせい りょう じぜん りょうしゃじょうほうとうろく おこな
在留申請オンラインシステムを利用するためには、事前に利用者情報登録を行
ってください。

りょうしゃじょうほうとうろく なが
〔利用者情報登録の流れ〕

マイナンバーカードをICカードリーダーダライタにセットしたら、在留申請オンラインシステムのトップページから、「新規利用者登録」の「外国人
ほんにん た
本人・その他」のボタンを押してください。

あらかじめダウンロードした「JPKIクライアントソフト」が起動し、マイナンバーカードの読み取りが始まります。

しよめいよう けた けた えいすうじ にゅうりよく
署名用パスワード（6桁～16桁の英数字）を入力してください。その
ご りょうしゃじょうめいよう けた すうじ にゅうりよく
後、利用者証明用パスワード（4桁の数字）を入力してください。

りょうしゃじょうほうとうろくがめん いどう い か じょうほう にゅうりよく
利用者情報登録画面に移動しますので、以下の情報を入力してください。

なお、利用者氏名、性別、生年月日については、マイナンバーカードの券面入力補助AP機能により自動で反映されますが、自動入力されない箇所は手動で修正してください。

- ・ 利用者氏名（自動反映）
- ・ 性別（自動反映）
- ・ 生年月日（自動反映）
- ・ 住居地（在留カードに書かれているとおりに入力してください。）
- ・ 利用者連絡先（電話番号・メールアドレス）
- ・ 利用者区分（「外国人本人」、「法定代理人」、「配偶者・子・父又は母等（法定代理人を除く）」のいずれかを選択してください。）
- ・ 在留カード番号（外国籍の方の場合）

利用規約をご確認いただき、内容について同意する場合は、「利用規約に同意します。」にチェックの上、「確認」ボタンを押してください。

確認画面の内容に間違いがないか確認したら、「確認」ボタンを押してください。入力したメールアドレスに登録完了のメールが送信されます。

登録完了メールからパスワードを設定すると、メールで認証IDが通知されます。

5 オンラインでの在留申請手続

(1) 申請

ア 受付時間

24時間、365日受付が可能です。

システムメンテナンスのため、年に数回停止する場合があります。

イ 申請できる期間

ざいりゅうしかく にんていしょうめいしょうこうふ 在留資格認定証明書交付 しんせい 申請	とく 特になし
ざいりゅうしかく へんこう じゅう しょう ひ 在留資格変更事由が生じた日か ざいりゅうきかんまんりょうび ぜんじつ ら 在留期間満了日の前日まで ()	
ざいりゅうきかんこうしんきよかしんせい 在留期間更新許可申請	ざいりゅうきかんまんりょうび げつまえ ぜんじつ 在留期間満了日の3か月前から前日 まで ()
ざいりゅうしかくしゅとくきよかしんせい 在留資格取得許可申請	しゅっしょうとう ひ にちいない 出生等した日から30日以内
しゅうろうしかくしょうめいしょうこうふしんせい 就労資格証明書交付申請	ざいりゅうきかんまんりょうび ぜんじつ 在留期間満了日の前日まで ()
~ と同時に 行う さいにゅうこくきよかしんせい 再入国許可申請	どうじ 同時にする ~ と同じ
~ と同時に 行う しかくがいかつどうきよかしんせい 資格外活動許可申請	どうじ 同時にする ~ と同じ

ざいりゅうきかんまんりょうび とうじつ しんせい
在留期間満了日の当日は、申請することはできません。

ウ ログイン

マイナンバーカードをICカードリーダーにセットして、ざいりゅうしんせい
オンラインシステムのログインページから「がいこくじんほんにん外国人本人・たその他」ボタ
ンを押してください。

「JPKIクライアントソフト」がきどう起動し、マイナンバーカードのよ読み
取りがはじ始まります。

りようしゃしょうめいよう けた すうじ にゅうりょく
利用者証明用のパスワード(4桁の数字)を入力してください。

にんしょう およ
認証ID及びパスワードを入力して「ログイン」ボタンをお押してくださ
い。

エ 申請情報の入力

- ・ 「申請情報入力（1件ずつ申請情報を入力）」ボタンを押して、申請情報を入力してください。
- ・ 入力に当たっては、操作マニュアルをご参照いただき、「申請種別及び在留資格選択（Step1）」から「活動に関する事項（Step2-3）」まで入力してください。

なお、入管法別表第一の在留資格（「技術・人文知識・国際業務」「特定技能」「技能実習」などの就労資格）の外国人の方が申請する場合は、「活動に関する事項（Step2-3）」を入力する必要はありません。代わりに窓口で申請する際に必要な所属機関等作成用の申請書と補助用紙を提出書類と一緒に添付してください。

- ・ 入力した内容について、「申請情報入力」ボタンを押した後の変更又は訂正はできません。「入力情報確認（Step3）」の画面で入力した内容に誤り等がないか、必ず確認してください。

なお、「申請情報入力」ボタンを押しただけでは申請は完了していませんので、ご注意ください。

- ・ 入力途中で申請内容の一時保存を行うことはできませんので、ご注意ください。
- ・ 入力時の変換ミスや数字の誤記など、誤って申請したことが判明した場合や、申請後に入力内容に変更がある場合は、外国人本人の住居地を管轄する地方出入国在留管理官署にご連絡ください。

オ 資料・顔写真の添付

申請情報を入力したら、「申請情報一覧」ボタンを押して、「顔写真」や「資料」を添付してください。

- 1 「資料」については、下記リンク先の「日本での活動内容に応じた資料」を添付してください。

- ・ [在留資格認定証明書交付申請](#)

- ・ [在留資格変更許可申請](#)
- ・ [在留期間更新許可申請](#)
- ・ [在留資格取得許可申請](#)

2 資料添付の留意事項

- ・ ファイル形式はPDF、送信可能ファイル数は1ファイルで、最大10MBです。10MBを超えるなど、一度に全ての資料を送信することができない場合は、「資料添付に関する申告書」（参考様式）を添付してください。職員からメールがきたら、再度資料の添付が可能となります。

職員からメールがきたら、「資料添付に関する申告書」（参考様式）を添付した上で、メールに記載されている資料とともに添付してください。

- ・ PDFファイルにはパスワードや印刷禁止・コピーペースト禁止などの設定をしないでください。エラーファイルとして扱われるため、再度資料の添付をお願いすることになります。
- ・ 解像度は、200dpi相当以上を推奨しています。

なお、不鮮明な場合や、確認が必要な場合には、郵送又は窓口持参により原本の提出をお願いすることがありますので、提出した資料の原本は、手続が終わるまでの間は適切に保管してください。

3 顔写真添付の留意事項

- ・ サイズは縦4センチメートル、横3センチメートルで、申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。
- ・ 詳細は顔写真の規格をご確認ください。

カ 在留カードの受領方法

「在留カードの受取方法を変更する」から在留カードの受領方法を選択してください。

ざいりゅうしかくにんていしやうめいしやこうふしんせい 在留資格認定証明書交付申請	ゆうそうじゅうりょう 「郵送による受領」
ざいりゅうしかくへんこうきよかしんせい 在留資格変更許可申請	ゆうそうじゅうりょうちほうしゅつにゅうこく 「郵送による受領」か地方出入国
ざいりゅうきかんこうしんきよかしんせい 在留期間更新許可申請	ざいりゅうかんにりかんしよまどぐちじゅうりょう 在留管理官署の「窓口での受領」のい
ざいりゅうしかくしゅとくきよかしんせい 在留資格取得許可申請	ずれかをせんたく()
しゅうろうしかくしやうめいしやこうふしんせい 就労資格証明書交付申請	ゆうそうじゅうりょうちほうしゅつにゅうこく 「郵送による受領」か地方出入国 ざいりゅうかんにりかんしよまどぐちじゅうりょう 在留管理官署の「窓口での受領」のい ずれかをせんたく

1 以下の事例の場合、「郵送による受領」はできませんので、「窓口での受領」を選択していただくことになります。

(例1) 同時に資格外活動許可申請又は再入国許可申請を行った場合

(例2) 旅券(パスポート)への証印により許可を行う(在留カードを交付しない)場合

3月以下の在留期間が決定された方など

(例3) 在留カードへの漢字氏名併記の申出を新規で行う場合(既に持ちの在留カードに漢字が併記されている場合、郵送による受領が可能。)

2 受領方法の変更

申請状態が「申請完了」又は「審査中」と表示されている場合は、受領方法を変更することができます。

キ 申請

資料の添付、顔写真の添付及び在留カードの受領方法を選択したら、

「入管庁に申請を行う」ボタンを押して申請してください。

ク 申請受付仮番号と申請受付番号

オンラインで申請が完了すると、即時に申請受付仮番号が発番され、その翌日に申請受付番号が発番され、申請人の方にメールでお知らせします。申請

受付番号をお知らせするメールは、地方出入国在留管理官署への問い合わせに必要となるほか、申請中であることを証明するものとなりますので、手続きが終わるまでは削除しないよう注意してください。

ケ 留意事項

資格外活動許可申請及び再入国許可申請について、同時に申請された在留資格変更許可申請等が不許可となった場合には、当該資格外活動許可申請等に関する審査は終止となり、結果に関するメールは送信されません。

システムへのアクセスは、日本国内からに限られますので、外国からはアクセスできません。また、外国のIPアドレスが設定されている場合には、日本国内からでもログインできません。

(2) 結果の通知

ア 受領方法を「郵送による受領」とした場合の手続

審査完了時に送信されるメールの案内に従って、以下の書類を簡易書留又はレターパックにより郵送してください。

在留資格認定証明書 交付申請	在留資格認定証明書送付用封筒 (1)
在留資格取得許可申請	在留カード送付用封筒 (1)
在留資格変更許可申請	・ 在留カード送付用封筒 (1) ・ 手数料納付書 (2) ・ 現在所持している在留カード (原本) ・ 現在所持している指定書 (3)
在留期間更新許可申請	

<p>しゅうろくしかくしやうめいしよこうふ 就労資格証明書交付 しんせい 申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労資格証明書送付用封筒 (1) ・ 手数料納付書 (2) ・ 在留カード又は特別永住者証明書のコピー (在留カード等を所持しない場合は、旅券の身分事項頁のコピー)
---	--

1 送付用封筒について

- ・ 簡易書留代金分の切手を貼付してください (レターパック又はレターパックプラスも利用可能です。)。
- ・ 送付先の住所は、申請人の方の現住所となります。
- ・ 在留資格認定証明書交付申請の場合は、封筒の裏面に申請受付番号と人数を記載してください。

2 手数料納付書について

右上の番号欄に申請受付番号を、右下の記名欄に申請人の名前をそれぞれ記載し、所定の手数料分の収入印紙を貼付してください。

3 指定書について

在留資格「高度専門職」、「特定技能」、「特定活動」の方で交付を受けている場合のみ、旅券から取り外して送付してください (旅券自体は郵送しないでください。)。

(注) マイナンバーカード (コピーを含む。) は必要ありませんので、郵送しないでください。

<p>ゆうそうさき < 郵送先 ></p> <p>〒135 - 0064</p> <p>とうきやうとうこうとうくあおみ とうきやうこうわんごうどうちやうしや かい 東京都江東区青海2 - 7 - 11 東京港湾合同庁舎9階</p> <p>とうきやうしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよくざいりゆうかん りじやうほうぶもん しんせいてつづきはん 東京出入国在留管理局在留管理情報部門オンライン申請手続班</p> <p>(おだいばぶんしつない)</p>
--

在留カード等を郵送いただく際は、在留カードのコピー（カラー）を作成し、申請受付番号をお知らせするメール画面とともに、新しい在留カードを受領するまでの間、携行するようにしてください。

なお、在留カードが手元がない状態で、緊急に出国する必要がある場合は、再入国許可を受ける必要がありますのでご注意ください。

(イ) 受領方法を地方出入国在留管理官署の「窓口での受領」とした場合の手続

審査完了時に送信されるメールの案内のとおり、以下の書類をご持参ください。

- ・ 旅券（パスポート）
- ・ 在留カード（交付を受けている場合）
- ・ 指定書（交付を受けている場合）
- ・ 手数料納付書（ ）

右上の番号欄に申請受付番号を、右下の記名欄に申請人の名前をそれぞれ記載し、所定の手数料分の収入印紙を貼付してください。

- ・ 「審査完了に関するお知らせ」メール画面のコピー（画面を提示する場合は、スマートフォン等）

在留カード等を持参いただく際は、在留カードのコピー（カラー）を作成し、申請受付番号をお知らせするメール画面とともに、新しい在留カードを受領するまでの間、携行するようにしてください。

6 利用者情報の変更等

(1) 認証ID・パスワード

- ・ 認証IDの有効期限は、マイナンバーカードの有効期限と同じです（最長5年間）。

- 有効期限が切れるとシステムにログインすることができなくなります。
- 有効期限が切れた場合は、お住まいの住所を管轄する市区町村でマイナンバーカードの更新手続きを行った上で、改めて前記4の利用者情報登録を行ってください。
- 認証ID又はパスワードを忘れた場合や、パスワードの有効期限が切れた場合は、次のとおり再設定してください。

<p>認証IDを忘れた場合</p>	<p>最寄りの地方出入国在留管理官署に、 「在留申請オンラインシステム認証ID・パスワード確認等申出書」（別記第15号様式）を提出又は郵送してください。 認証IDの確認ができましたら、申出書の「認証ID」欄への記入又はメールによりお知らせします。</p>
<p>パスワードを忘れた場合・有効期限が切れた場合</p>	<p>在留申請オンラインシステムのログイン画面上の「パスワードを忘れた場合」をクリックし、認証ID及びメールアドレスを入力すると、メールアドレスにパスワード再設定のためのメールが送信されますので、パスワードを再設定してください。</p>

(2) 利用者情報の変更

次の～に変更があった場合は、在留申請オンラインシステムにログインして、「利用者情報変更」のボタンを押して変更してください。

住居地（在留カードに書いてあるとおりに変更してください。）

電話番号

メールアドレス